

2014年（平成26年）4月28日

兵庫県弁護士会

会長 武本 夕香子

当会の任期付公務員に対する会費減免に関する一部報道について

今般、一部新聞報道をきっかけとして、当会が任期付公務員の会費を原則免除する制度を新設したのか、という趣旨のお問い合わせを複数頂いております。

しかしながら、本来、弁護士会費は会員が等しく負担すべきものであることは論を待たず、任期付公務員も例外ではありません。弁護士自治の観点からしても弁護士会費は安易に免除されるものではありません。

この度の当会規則及び運用基準の変更等は、あくまで会費負担義務を前提としたうえで、任期付公務員の会費減免可否の審査基準を統一化したものです。

かかる次第ですので、関係各位、特に各自治体等の任期付公務員の採用担当者及び今後任期付公務員に応募される皆様におかれましては、当会の弁護士会費に対する考え方に誤解なきようお願い申し上げます。

本件について、ご不明な点がございましたら、当会事務局にお問い合わせいただきますようお願い致します。

以上